



自転車の新しい制度



自転車の交通違反について、検挙後の 手続が変わりました。

自転車の新しい制度 | 自転車ポータルサイト (警察庁)」の画像を使用して
京都市建設局自転車政策推進室作成

(<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/system.html>)

発行：京都市下京区・南区・東山区在宅医療・介護連携支援センター

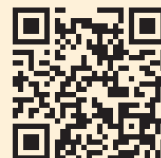
〒601-8452 京都市南区唐橋堂ノ前町 15-9 エステート南ビル 301

一般社団法人 下京西部医師会内

電話：075-693-8677 FAX：075-693-3677

ホームページ：<https://www.ishikai.or.jp/renkei-center/>

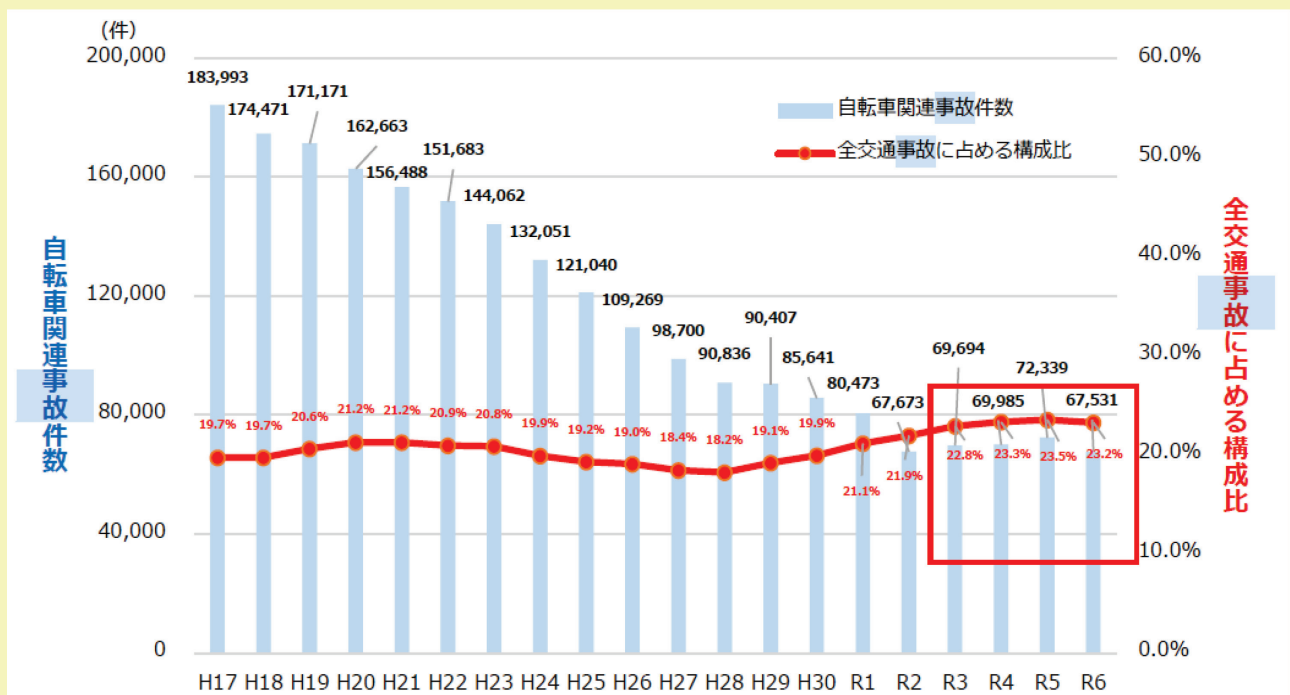
E-mail shimominami-ikai@ishikai.or.jp



＼ 皆さん、ご存じですか？ ／

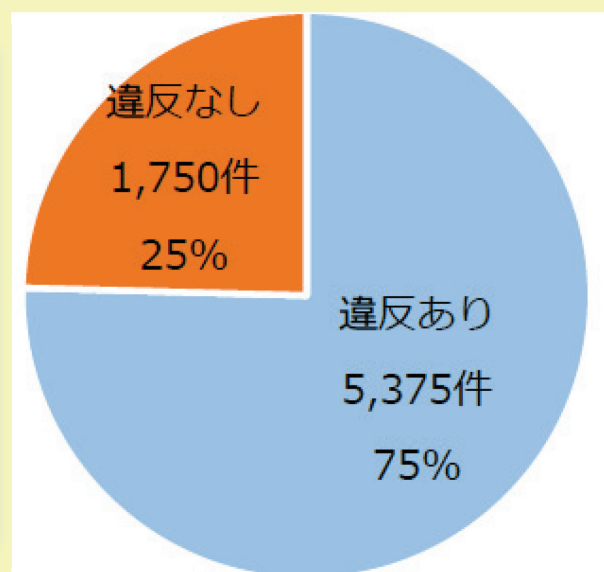
4月から自転車の交通違反に対して、
交通反則通告制度(青切符制度)が導入されました！

買い物や通勤・通学など、私たちの生活に欠かせない自転車。しかし、近年、交通事故件数が減少する中、全交通事故に占める自転車関連事故の構成比や自転車と歩行者の事故件数は増加傾向にあります。



また、自転車事故で死傷した方の約4分の3は、自転車側にも法令違反があったというデータもあります。

交通ルール遵守を徹底し悲惨な事故を防ぐため、**2026年4月1日**から自転車にも「青切符制度」が導入されることになりました。



これまで自転車の交通違反に対する取り締まりは、警察官による「指導警告」か、非常に悪質な場合の「赤切符（刑事手続き）」のどちらかでした。

現在は、**16歳以上の人**が自転車で特定の交通違反をした場合「青切符」が交付されます。指定された期日までに「反則金」を納付すれば、刑事手続きには移行せず前科もつきません。

赤切符

青切符(自転車にも導入)

※細部は都道府県警察により異なります

では、どのような行為が反則金の対象になるのでしょうか。その反則金額を一部ご紹介します。

- **ながらスマホ** ➡ **12,000円**
- **車道の右側通行、信号無視** ➡ **6,000円**
- **一時不停止、無灯火運転** ➡ **5,000円**

特に「ながらスマホ」は片手運転になり、周囲の状況が聞こえにくくなるなど、自分も周囲も危険です。また、車道の右側を通行する「逆走」も大変危険です。

すべての違反が反則金納付で済むわけではありません。「飲酒運転」や「あおり運転（妨害運転）」、また「ながらスマホで実際に歩行者を危険な目に遭わせた場合」などの極めて重大な違反は、反則金の対象外となり、これまで通り「赤切符（刑事手続）」の対象となります。違反が原因で交通事故を起こしてしまった場合も同様です。



自転車は道路交通法上、自動車と同じ「車両（クルマ）」の仲間です。時には加害者になって重い責任を問われる可能性もあります。ご自身や大切な家族を守るために、安全に自転車を利用するための5つの基本ルール「自転車安全利用五則」を今一度確認しましょう。

1. 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

青切符制度は、自転車利用者を罰することが目的ではなく、悲惨な交通事故を減らし、誰もが安心して暮らせるまちを守るためのものです。一人ひとりが交通ルールを意識し、思いやりのある安全運転を心がけましょう！

「自転車を安全・安心に利用するために—自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入—
【自転車ルールブック】（警察庁交通局）」の内容を加工して京都市建設局自転車政策推進室作成
(<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/pdf/rulebook.pdf>)